

観光事業者感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で運輸業、宿泊業、飲食業、小売業または生活関連サービス業等を営む事業者が行う、営業を継続または再開するために国が示した「新しい生活様式」に対応した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の感染拡大防止対策に関する取組みを支援するため、事業者に対し、予算の範囲内で観光事業者感染拡大防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運輸業 日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「産業分類」という。）の中分類の道路旅客運送業に該当する事業をいう。
- (2) 宿泊業 産業分類の中分類の宿泊業に該当する事業をいう。
- (3) 飲食業 産業分類の中分類における飲食店に該当する事業をいう。
- (4) 小売業 産業分類の中分類における各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業およびその他の小売業に該当する事業をいう。
- (5) 生活関連サービス業 産業分類の中分類における持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業および娯楽業に該当する事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 産業分類のうち、別表1に掲げるいずれかに該当する事業者であること。
- (2) 市内に主たる事業所を有していること。
- (3) 関係法令等に違反していないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助事業者としない。

(1) 小売業のうち、無店舗小売業を行っている者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を行っている者

(3) 小浜市暴力団排除条例（平成23年小浜市条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者

(4) 宗教上の組織もしくは団体

(5) 上記のほか、補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

（補助対象経費等）

第4条 補助金の補助対象経費、補助率、補助限度額および補助要件は、別表2のとおりとし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

2 補助事業者が国または地方自治体による本補助金以外の補助金の申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、令和2年4月1日以降に事業を実施し交付申請前に事業が完了している場合は、第8条に掲げる書類とともに提出するものとする。

(1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）

(2) 同意書兼誓約書（様式第3号）

(3) 見積書の写しまたは積算の根拠となる資料

(4) 市税の納税証明書

(5) 営業活動を行っていることが分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、すみやかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(計画内容の変更等)

第7条 補助事業者は、当該補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ事業内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に係る支払を完了したときは、支払が完了した日から30日を経過した日または当該年度の10月30日のいずれか早い日までに、実績報告書兼収支決算書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し(支出の金額、内容等が確認できる証拠書類の写し)
- (2) 成果物(施工箇所の写真等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 規則またはこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業の施行が不相当と認められたとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実があると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和2年10月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

大分類	中分類	小分類
H 運輸業、郵便業	43 道路旅客運送業	全て
I 卸売業、小売業	57 織物・衣類・身の回り品小売業	全て
	58 飲食料品小売業	
	59 機械器具小売業	
	60 その他の小売業	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	全て
	76 飲食店	全て
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	全て
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全て
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業 7993 写真プリント、現像・焼付業

※業種について

※日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に基づくもの

別表2（第5条関係）

補助金の補助対象経費、補助率、補助限度額および補助要件

補助対象経費	<p>1 補助対象事業を適切に実施するために必要な経費（消費税および地方消費税を含む。）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）店舗の改装工事に係る費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費または空調設備費をいう。）</p> <p>（2）備品購入費</p> <p>（3）その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用として市長が認めるもの</p> <p>2 次に掲げる費用は、補助対象外とする。</p> <p>（1）消耗品費</p> <p>（2）店舗と住宅が併用されている場合における、住宅部分の改装整備に係る費用</p> <p>（3）事務室、倉庫等の改装整備に係る費用で直接事業の用に供さないもの</p>
補助額	<p>補助対象経費（消費税および地方消費税を含む。）の3分の2に相当する金額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
補助限度額	<p>1営業所（店舗）当たり10万円</p> <p>また、交付申請は1営業所（店舗）当たり1回限りとする。</p>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の総計額（税込）は最低3万円以上とする。 ・発注先は、小浜市内に主たる事業所を有する事業者とする。ただし、令和2年8月3日以前に改装工事および備品購入された場合については、市外の事業者でも可とする。 ・補助金の交付決定を受けた者は、福井県が発行する「感染防止徹底宣言」ステッカーを店舗等の目立つところに掲示しなければならない。 ・交付申請受付期間は令和2年8月3日から令和2年10月30日までとする。 ・補助対象期間は令和2年4月1日から令和2年10月30日までとする。